特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	身体障害者手帳交付事務　基礎項目調査書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

兵庫県知事は、身体障害者手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

兵庫県知事

公表日

令和8年11月17日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳交付事務
②事務の概要	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務 1　新規交付申請に関する事務 ・申請書を受理し、システムへ入力する ・診断書等により障害程度を審査し、身体障害者手帳の交付の可否を決定する ・手帳に該当した場合は身体障害者手帳を交付し、システムへ入力する（交付台帳の整備） ・手帳に該当しない場合は却下通知書を交付する 2　再交付申請に関する事務（障害程度の変更） ・申請書を受理し、システムへ入力する ・診断書等により審査し、身体障害者手帳の交付の可否を決定する ・手帳に該当した場合又は当該再交付申請は非該当であるが、他に障害認定を受けている場合は、身体障害者手帳を交付し、システムへ入力する（交付台帳の整備） ・手帳に該当しない場合は却下通知書を交付する 3　再交付申請に関する事務（破損、紛失） ・申請書を受理し、システムへ入力する ・身体障害者手帳を交付し、システムへ入力する（交付台帳の整備） 4　氏名、居住地の変更に関する事務 ・届出を受理し、システムへ入力する（交付台帳の整備） ・居住地の変更の場合は旧居住地へ通知する 5　返還に関する事務 ・対象者が死亡、非該当になった場合　届出及び手帳を受理し、交付台帳から削除を行う。 ・返還後の手帳は裁断等を行い処分する
③システムの名称	身体障害者手帳交付システム、統合宛名管理システム、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
身体障害者手帳交付システム　交付台帳ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表　20の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第11条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会） 身体障害者手帳交付事務において情報照会は行わない （情報提供） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　14の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部障害福祉課　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-341-7711 総務部法務文書課（県民情報センター）　神戸市中央区下山手通4丁目18-2職員会館1階 078-362-4161
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部障害福祉課　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-341-7711
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[○]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っていること ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、４情報又は住所を含む３情報による照会を原則としていること ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残していること ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認していること	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在させる作業が紐づけ作業のみであるが、その点十分な対応をおこなっているため。 【再掲】 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っていること ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、４情報又は住所を含む３情報による照会を原則としていること ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残していること ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認していること

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害福祉課長　阪本　佳一	障害福祉課長　崎濱　昭彦	事後	人事異動
平成29年5月31日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画県民部文書課県民情報センター	企画県民部管理局文書課県民情報センター	事後	組織改編
平成29年5月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成26年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月20日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害福祉課長　崎濱　昭彦	障害福祉課長	事後	様式変更
平成30年7月20日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部障害福祉局障害福祉課　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-362-3192	健康福祉部障害福祉局障害福祉課　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-341-7711	事後	重点にあわせ、代表番号に統一
平成30年7月20日	Ⅰ　関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 請求先	健康福祉部障害福祉局障害福祉課　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-362-3192	健康福祉部障害福祉局障害福祉課　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-341-7711	事後	重点にあわせ、代表番号に統一
平成30年7月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	Ⅳ　リスク対策	―	記載のとおり	事後	様式変更
令和2年7月29日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	（情報照会） 身体障害者手帳交付事務において情報照会は行わない （情報提供） ・番号法第19条第7号　別表第二 16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項、116の項 ・番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号ハ、同条第3号ハ、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条、　第1号イ、同条第2号から第10号、第28条第1号イ、同条第2号から第10号、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第53条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ	（情報照会） 身体障害者手帳交付事務において情報照会は行わない （情報提供） ・番号法第19条第7号　別表第二 10の項、14の項、16の項、16の項の2、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の項の2、57の項、79の項、85の項の2、106の項、108の項、116の項 ・番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号ヘ、同第2号ホ、同条第4号ト、同条第6号ホ、同条第8号ト、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、第22条第1号イ、第28条第1号イ、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号ロ、同条第2号ロ、同条第3号イ、第55条第1号ト、同条第5号ニ、同条第9号ロ、第59条の2第1号ヘ	事後	記載内容誤りの修正
令和2年7月29日	Ⅰ　関連情報 6．他の評価実施機関		なし	事後	記載内容の変更
令和2年7月29日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部障害福祉局障害福祉課　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-341-7711 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3　078-341-7711	健康福祉部障害福祉局障害福祉課　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-341-362-9497 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3　078-362-4161	事後	記載内容の変更
令和2年7月29日	Ⅰ　関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	健康福祉部障害福祉局障害福祉課　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-341-7711	健康福祉部障害福祉局障害福祉課　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-341-362-9497	事後	記載内容の変更
令和2年7月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年7月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年5月19日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年5月19日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月18日	Ⅰ　関連情報 ５．評価実施機関における担当部署 ①　部署	健康福祉部障害福祉局障害福祉課	福祉部障害福祉課	事後	組織改編
令和4年5月18日	Ⅰ　関連情報 ７．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部障害福祉局障害福祉課 企画県民部管理局文書課県民情報センター	福祉部障害福祉課 総務部法務文書課（県民情報センター）	事後	組織改編
令和4年5月18日	Ⅰ　関連情報 ８．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部障害福祉局障害福祉課	福祉部障害福祉課	事後	組織改編
令和4年5月18日	Ⅱ　しきい値判断項目 １．対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年5月18日	Ⅱ　しきい値判断項目 ２．取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年8月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 １．対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年8月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 ２．取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月24日	Ⅰ　関連情報 ３．個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第11条	番号法第9条第1項　別表　20の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第11条	事後	法改正
令和7年1月24日	Ⅰ　関連情報 ４．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供） ・番号法第19条第7号　別表第二 10の項、14の項、16の項、16の項の2、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の項の2、57の項、79の項、85の項の2、106の項、108の項、116の項 ・番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号ヘ、同第2号ホ、同条第4号ト、同条第6号ホ、同条第8号ト、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、第22条第1号イ、第28条第1号イ、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号ロ、同条第2号ロ、同条第3号イ、第55条第1号ト、同条第5号ニ、同条第9号ロ、第59条の2第1号ヘ	（情報提供） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　14の項	事後	法改正
令和7年1月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 １．対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 ２．取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月24日	Ⅰ　関連情報 ７．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部法務文書課（県民情報センター）　神戸市中央区下山手通4-16-3	総務部法務文書課（県民情報センター）　神戸市中央区下山手通5-10-1	事後	記載内容の変更
令和7年1月24日	Ⅳ　リスク対策 ８．人でを介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	－	十分である ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っていること ・ 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としていること ・ 複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残していること ・ 更新時には、本人からマイナンバーを取得し登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認していること	事後	様式変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	Ⅳ　リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠	－	8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 人手を介在させる作業が紐づけ作業のみであるが、その点十分な対応をおこなっているため。 【再掲】 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っていること ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としていること ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残していること ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認していること	事後	様式変更
令和7年9月10日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年9月10日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和8年11月17日	Ⅰ関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	福祉部障害福祉課　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-341-7711 総務部法務文書課（県民情報センター）　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-362-4161	福祉部障害福祉課　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-341-7711 総務部法務文書課（県民情報センター）　神戸市中央区下山手通4丁目18-2職員会館1階 078-362-4161	事後	記載内容の変更
令和8年11月17日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	時点修正
令和8年11月17日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	時点修正